4　登録品種の名称　レッド　チルドレン　ツウ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
黒川幹
千葉県館山市館山981番地の1
7　出願公表の年月日　平成24年10月23日

1　品種登録の番号　第23735号
2　品種登録の年月日　平成26年9月30日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Tiarella L.
4　登録品種の名称　TNTIAOT
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051 S MACKSBURG RD CANBY, OREGON 97013, USA
7　出願公表の年月日　平成24年11月8日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十六年九月三十日
農林水産大臣　西川　公也

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23453号
2　品種登録の年月日　平成26年9月11日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　おいでまい
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
香川県
香川県高松市番町4丁目1番10号
7　出願公表の年月日　平成23年10月7日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年九月三十日
経済産業大臣　小渕　優子

登録番号	氏名
412881	石井　恵美
412883	曽根　友之
412885	泰永　大輔

○経済産業省告示第二百四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十六年九月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年九月三十日
経済産業大臣　小渕　優子

登録番号	（変更後）	（変更前）
406592	津賀　留美	高松　留美
406739	関根　広道	田中　広道
408041	鈴木三知代	及川三知代
412543	大平　典男	商塚　典男

○経済産業省告示第二百五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年九月三十日
経済産業大臣　小渕　優子

登録番号	氏名
105457	福田　恵一
210024	加藤　浩之
211285	佐藤富作社
300706	古橋　信夫
402241	東　卓

○経済産業省告示第二百六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年九月三十日
経済産業大臣　小渕　優子

登録番号	氏名
209219	商柳　和弘
210172	片山　喜之
214027	癸生川太郎
401859	松田　里絵
406933	竹内　文人

○国土交通省告示第九百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十項の規定に基づき、四日市港埠頭株式会社から港湾管理者が四日市港管理組合である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年九月三十日
国土交通大臣　太田　昭宏

登録番号	氏名
202221	吉田時次郎
402363	豊田　憲司
402397	商濱　吉晃

一　縦覧の開始の日
平成二十六年十月七日
二　縦覧の場所及び縦覧の時間
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで
名古屋市中区丸の内二丁目一番地三十六号　中部地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前九時十五分から午後六時まで

○国土交通省告示第九百二十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十項の規定に基づき、名古屋港埠頭株式会社から港湾管理者が名古屋港管理組合である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年九月三十日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧の開始の日
平成二十六年十月七日
二　縦覧の場所及び縦覧の時間
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで
名古屋市中区丸の内二丁目一番地三十六号　中部地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前九時十五分から午後六時まで

○環境省告示第百五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、丹沢大山国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び神奈川県庁に備え付けて供覧する。
平成二十六年九月三十日
環境大臣　望月　義夫

一　次の単独施設を削除する。

種類	位置
野営場	神奈川県厚木市（七沢・不動尻）
野営場	神奈川県相模原市（鳥屋・大平）

二　次の単独施設を追加する。

種類	位置
宿舎	神奈川県秦野市（堀山下・大倉高原）
野営場	神奈川県秦野市（堀山下・大倉高原）